

九州大学(伊都)実験施設整備事業

入札説明書

平成 18 年 2 月 1 日

国立大学法人 九州大学

(平成 18 年 3 月 10 日 修正版)

1 . 入札説明書の位置付け	1
2 . 入札公告の概要	2
(1)公告日	2
(2)契約者	2
(3)調達機関番号等	2
(4)品目分類番号	2
(5)担当部局	2
3 . 本事業の概要	3
(1)事業名	3
(2)事業内容	3
(3)施設の概要	3
(4)業務の要求水準等	4
(5)事業スケジュール	4
4 . 入札参加に関する条件等	5
(1)入札参加者の備えるべき参加資格	5
(2)入札に関する留意事項	10
(3)入札スケジュール	13
(4)入札手続	14
5 . 落札者の決定	19
(1)最優秀提案者の選定方法	19
(2)審査委員会の設置	19
(3)審査の方法	19
(4)審査基準	19
(5)落札者の決定	19
(6)審査委員会事務局	19
6 . 提案にあたって考慮すべき事項	20
(1)特別目的会社(S P C)の設立	20
(2)サービスの対価の支払い	20
(3)土地の使用等	23
(4)事業者の事業契約上の地位の譲渡等	23
(5)債権の譲渡	23
(6)債権への質権設定及び債権の担保提供	23
(7)入札保証金及び契約保証金	24
(8)大学及び事業者の責任分担	24
(9)財務書類の提出	25

(10)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
(11)その他	25
7 . 契約の考え方.....	27
(1)契約の手続き	27
(2)手続における交渉の有無	27
(3)本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約 の相手方と随意契約により締結する予定の有無	27
8 . 附属資料.....	28

1．入札説明書の位置付け

この入札説明書(以下「本説明書」という。)は、国立大学法人九州大学(以下「大学」という。)が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、平成 15 年法律第 132 号、以下「PFI法」という。)に基づき、特定事業として選定した「九州大学(伊都)実験施設整備事業」(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、本事業及び入札に係る条件を提示するものである。

本事業は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO 政府調達協定)の対象であり、入札手続は、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)等に基づいて実施する。

本事業の基本的な考え方については、平成 18 年 1 月 5 日に公表した実施方針(変更)と同様であるが、本事業の条件等の一部について、実施方針等に関する質問等に対する回答書を反映しているため、入札参加者は本説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出することが必要である。

また、附属資料の 1「業務要求水準書」、2「落札者決定基準」、3「様式集」、4「基本協定書(案)」、5「事業契約書(案)」、6「VE 提案要領」及び 7「概要設計図書」並びに後日公表する 8「実施設計図書」は、本説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。

入札説明書等と実施方針に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問等に対する回答書及び実施方針等に関する質問等に対する回答書によることとする。

2 . 入札公告の概要

(1)公告日

平成 18 年 2 月 1 日

(2)契約者

経理責任者 国立大学法人九州大学事務局長 早田憲治

(3)調達機関番号等

調達機関番号 4 1 5

所在地番号 4 0

第 5 0 1 号

(4)品目分類番号

4 1、4 2、7 5、7 8

(5)担当部局

(住所)〒812-8581 福岡市東区箱崎 6 丁目 1 0 番 1 号

(担当部課係)国立大学法人九州大学施設部施設企画課企画係

(電話)0 9 2 - 6 4 2 - 2 2 1 6

3. 本事業の概要

本事業の概要は以下のとおりである。

(1) 事業名

九州大学(伊都)実験施設整備事業

(2) 事業内容

PFI 法第 2 条第 5 項の規定により本事業を実施する者として選定された者(以下「事業者」という。)は、九州大学(伊都)実験施設(以下「本施設」という。)の工事監理・建設を行った後、大学に所有権を移転し、附属資料 5「事業契約書(案)」等に示す内容の維持管理業務を行う(いわゆる B T O (Build, Transfer and Operate)方式)。

以下に、本事業における主な業務を示す。

より具体的な業務内容は、附属資料 1「業務要求水準書」及び附属資料 7「概要設計図書」並びに後日公表する「実施設計図書」を参照すること。

施設整備

- ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務(建築確認申請業務等)
- ・ V E 提案に基づく設計変更及びその関連業務(V E 提案を行った場合)
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

維持管理

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 清掃業務

(3) 施設の概要

事業計画地

福岡県福岡市西区大字元岡 7 4 4 番地 (九州大学構内)

敷地面積

約 123 万㎡(将来 : 約 275 万㎡)

地域・地区等

- ・ 市街化調整区域

- ・ 用途地域 未指定
- ・ 防火地域 指定なし
- ・ 建ぺい率 40%
- ・ 容積率 60%

形態規制

日影規制、高さ制限等無し

延床面積

場所	施設名称	延床面積(m ²)
ウエスト2号館北	構造系独立実験棟	640
ウエスト2号館北	都市環境システム工学実験棟	1,775
ウエスト2号館北	高圧ガス貯蔵所	20
ウエスト2号館北	環境地盤材料実験棟	1,360
ウエスト2号館北	海洋構造工学実験棟	470
ウエスト2号館北	電力実験棟	220
ウエスト2号館北	高電圧実験棟	240
ウエストセンター群	寒剤供給支援施設	400
ウエストセンター群	超伝導システム科学センター	1,430
計		6,555

実施方針の内容と施設名称及び番号が入れ替わっているので留意すること。

延床面積は、実施設計図書公表の段階において変更となる場合がある。

基本的性能、施設構成及び構造要件

附属資料7「概要設計図書」及び後日公表する「実施設計図書」による

(4)業務の要求水準等

本事業に関する業務について要求する水準は、附属資料1「業務要求水準書」及び附属資料7「概要設計図書」及び後日公表する「実施設計図書」によるものとする。

(5)事業スケジュール

事業スケジュールは次を予定している。

契約等の締結時期

- ・ 基本協定の締結時期 平成 18 年 6 月
- ・ 事業契約の締結時期 平成 18 年 7 月

事業期間

ア 先行引渡し部分 上記(3) の ~

- ・ 建設等期間 平成 18 年 7 月 ~ 平成 19 年 2 月末

(V E 提案に基づく設計変更及びその関連業務、建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務については、事業契約締結に先行して着手することを可能とする。その場合の契約の考え方については、「7 . 契約の考え方」を参照のこと。)

- ・ 引渡し 平成 19 年 2 月末
- ・ 大学への所有権移転手続完了 平成 19 年 3 月
- ・ 維持管理期間 平成 19 年 4 月～平成 33 年 3 月

イ 最終引渡し部分 上記(3) の

- ・ 建設等期間 平成 18 年 7 月～平成 19 年 3 月末
- ・ 引渡し 平成 19 年 3 月末
- ・ 大学への所有権移転手続完了 平成 19 年 4 月
- ・ 維持管理期間 平成 19 年 5 月～平成 33 年 3 月

施設ごとの詳細な工程については附属資料 1「業務要求水準書」を参照のこと。

4 . 入札参加に関する条件等

(1)入札参加者の備えるべき参加資格

入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業(以下「入札参加企業」という。)又は複数の企業(以下「構成員」という。)で構成されるグループ(以下「入札参加グループ」という。)であること。

入札参加者は、「6 . - (1)」に示す特別目的会社に必ず出資する者であること。

また、入札参加者以外の者で、事業開始後、当該特別目的会社から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「競争参加資格確認申請書等」という。)の提出時において協力会社として明記すること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社について、附属資料 3 に示す「入札参加表明書」(様式 3-1)及び「入札参加企業、入札参加グループの構成員及び協力会社構成表」(様式 3-2)等においていずれの立場かを明記すること。

また、入札参加グループとして申し込む場合には、競争参加資格確認申請書等の提出時まで「代表企業」を選定し、必ず代表企業が以降の入札手続を行うこと。

入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社は、必ず下記の参加

要件を満たすこと。

ア 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第 5 条及び第 6 条に該当しないものであり、かつ同規程第 4 条に規定する資格を有するものであること。

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は商法(明治 32 年法律第 48 号)に基づき会社整理の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は商法に基づき会社整理手続開始の申立てをした者にとっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受け一般競争参加者の資格を有する者であること。

ウ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、大学の経理責任者から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知)に基づく指名停止を受けていない者であること及び「国立大学法人九州大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づく取引停止措置を受けていないこと。

エ 大学が本事業について、**アドバイザー業務を委託している PwC アドバイザー株式会社、基本契約書等作成支援業務を委託したアンダーソン・毛利・友常法律事務所、設計業務及び技術アドバイザー業務を委託している株式会社梓設計及び株式会社テクノ工営、並びに設計業務を委託した株式会社和田設計コンサルタント及び株式会社総合設備計画と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。**

オ 大学が九州大学新キャンパス工学系地区基本設計業務を委託した三菱地所・シーザー・ペリ・三島設計共同体(三菱地所株式会社、株式会社三菱地所設計、シーザー・ペリ アンド アソシエーツ ジャパン株式会社、及び株式会社三島設計、以下「MCM」という。)、この業務において MCM と提携関係にあるササキアソシエーツ(Sasaki Associates Inc.)並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

カ 大学が九州大学新キャンパスセンター地区基本設計業務を委託した黒川紀章・日本設計共同体(黒川紀章建築都市設計事務所及び株式会社日本設計)並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

キ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社並びにこれらの企

業と資本面若しくは人事面において関連のある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

ク 「5 . - (2)」において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、又は有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいう(上記エ、オ、カ及びキについても同様)。

入札参加者の構成員等の資格等要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社のうち、工事監理、建設、維持管理の各業務に当たる者は、それぞれア～ウの要件を満たすこと。なお、ア～ウのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、同一の会社が建設業務と工事監理業務を兼務することはできない。また、建設会社と資本面又は人事面において関連のある者が工事監理業務を実施することも認めない(資本面又は人事面において関連のある者の定義は - カと同様)。

ア 工事監理に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。

1) 文部科学省において平成17・18年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

2) 経営状況が健全であること。

なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。

3) 不正又は不誠実な行ないないこと。

4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

5) 平成7年度以降に完成・引渡し完了したもので、下記に示す工事監理業務の実績を有すること。

また、海外の実績についても条件を満たしていれば認めることとする。

・業務実績

地上2階建て以上かつ延べ面積1,400㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所の工事監理実績を有すること。

6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績を有する工事監理者を配置できること。工事監理者は、平成7年度

以降に工事監理業務が完了したもので、上記 5)に示す監理業務の実績を有すること。

7)工事監理者は、工事監理に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 建設に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。

1) 建設に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において各工事区分において「一般競争参加者の資格」(平成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定)第 1 章第 4 条で定めるところにより算定した平成 17・18 年度の点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記 2 の点数)が次の点以上であること。

・建築一式工事 1,250 点(ただし、建築一式工事にあたるものが複数ある場合は、うち 1 者が満たせばよいこととし、その他の者は 1,050 点とする。)

・電気工事 950 点

・管工事 950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社が上記を満たすものとする。

2) 提案内容に対する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種につき許可を有して営業年数が 5 年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

3) 上記各工事区分を担う者は、それぞれ、平成 7 年度以降に元請として完成・引渡し完了したもので、下記に示すものにかかる同種の工事实績を有すること。

なお、各工事区分にあたる者が複数の場合、そのうちの 1 者が上記工事实績を有すればよいものとする。

共同企業体の構成員としての実績も認めることとするが、出資比率が 20%以上のものに限る。

・業務実績(工事实績)

地上 2 階建て以上かつ延べ面積 1,400 m²以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所の建物施工実績を有すること。

4)建築一式工事、電気工事、若しくは管工事に当たる入札参加者又は協力会社としての参加資格を得るには、当該希望工事区分において、上記 2)及び 3)の要件を同時に満たす必要がある。

また、複数の工事区分において、上記 1)の点数及び 3)の工事实績を満たす者

は、入札参加者又は協力会社として、当該複数の工事を実施することができる。

- 5) 建設に当たる者は、それぞれ から に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

建築一式工事

- ・一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者を言う。(以下、 、 について同様。)

○平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

○平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けたものである場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

電気工事

- ・一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣又は建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

管工事

- ・一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣又は建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- 6) 建築一式工事、電気工事及び管工事に当たる監理技術者又は主任技術者は、建設に当たる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 維持管理に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。

- 1) 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成 16・17・18 年度に九州沖縄地域の「役務等の提供」の A、B 又は C の等級に格付けされている者であること。
- 2) 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。
- 3) 平成 7 年度以降に、本事業と同種業務の維持管理業務実績を有すること。

・業務実績

地上2階建て以上かつ延べ面積 1,400 m²以上の建物の維持管理実績を有すること。

一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者(再取得を受ける者を含む。)は、競争参加資格確認申請書等の提出時までには競争参加資格の申請手続きを行い、開札時までには参加資格確認を得ること。

競争参加資格の喪失等について

ア 競争参加資格審査の結果、合格の通知を受けた入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、入札提案書類等の提出期限において、「4 - (1)」において定める要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、入札に参加することはできない。

イ 入札提案書類等の提出期限以降落札者の決定日までに、入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、指名停止等に該当する場合には、提案内容審査の対象者とししないものとする。

ウ 落札者について、落札者決定以降事業契約締結までに指名停止等に該当することとなった場合には失格とする。

(2)入札に関する留意事項

入札価格

落札者の決定に当たっては、サービスの対価のうち割賦金利部分(「6 . (2) 及び 」参照)を控除した金額の100分の5に相当する額を、「入札書」(様式6-1)に記載された金額に加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札価格の算出にあたっては、この点に留意すること。

入札説明書等の記載内容の承諾

入札参加者は、「入札参加表明書(様式3-1)」、「入札参加企業又は入札参加グループの構成員、及び協力会社構成表(様式3-2)」、「一般競争入札参加資格確認申請書(様式3-4)」等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

費用負担

入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

競争参加資格確認申請書等の取扱い

競争参加資格確認申請書等の取扱いについては以下のとおりとする。

ア 大学の経理責任者は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

イ 提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

入札提案書類の取扱い・著作権

ア 著作権

本事業に関する入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。

また、入札参加者から提出された資料は、落札者の決定に関わる公表以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提案書類は入札参加者に返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

大学からの提示資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

入札提案書類等の変更等の禁止

競争参加資格確認申請書等及び入札提案書類の変更、差し替え並びに再提出は原則として認めない。

構成員等の変更等

入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の追加及び変更は認めない。また、構成員と協力会社の入替えも認めない。

入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社が担当する業務の変更も認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合(指名停止等に該当する場合を除く。)は、入札参加グループの代表企業以外の構成員及び協力会社については、入札提案書類の受付締切日の7日前までに大学と協議を行い、大学がこれを認めた場合に限り、変更することができる。

使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

入札の辞退

競争参加資格審査の結果、合格通知を受けた入札参加者(以下「競争参加資格審査合格者」という。)が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式5-3)を下記宛てに提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

期 限：平成18年5月9日(火) 午後5時(必着)

提出先：九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- ア 本説明書に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。
- イ 入札に付される事業の名称、入札金額の記載のない入札書。
- ウ 入札参加企業又は入札参加グループ代表企業の競争加入者本人(以下「競争加入者本人」という。)の氏名(法人名又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書。
- エ 代理人(正当な代理人であることが委任状で確認されたもの)が入札に参加する場合、競争加入者本人の氏名(法人名又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書。
- オ 入札参加グループで入札に参加する場合、「競争参加資格確認申請書等」に記載された入札参加グループ代表企業以外の者の提出した入札書。
- カ 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が提出した入札書。
- キ 入札に付される事業名の表示に重大な誤りのある入札書。
- ク 入札金額の記載が不明確な入札書。
- ケ 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書。
- コ 本説明書に示した入札提案書類の受付締切日までに到達しなかった入札書。
- サ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書。

シ 本事業において、2通以上の書類を提出した者が行った入札書。

ス 本事業の入札において、入札参加企業又は入札参加グループ代表企業の代理人が他の入札参加企業又は入札参加グループ代表企業の代理人として提出した入札書。

セ その他入札に関する条件に違反した入札書。

その他

競争参加資格確認申請書等及び入札提案書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)入札スケジュール

落札者の選定は以下の日程で行う予定である。

日付	内容
平成18年2月1日(水)	入札公告、入札説明書、概要設計図書等の公表
平成18年2月1日(水)～ 平成18年5月8日(月)	VE提案要領を含む入札説明書等の交付
平成18年2月8日(水)	現地見学の申込期限
平成18年2月9日(木)～ 平成18年2月13日(月)	入札説明書等に関する質問受付(第1回)
平成18年2月27日(月)	実施設計図書公表
平成18年2月28日(火)	入札説明書等に関する質問回答公表(第1回)
平成18年3月2日(木)～ 平成18年3月6日(月)	VE提案に関する質問受付
平成18年3月15日(水)	VE提案に関する質問への回答
平成18年3月17日(金)～ 平成18年3月22日(水)	参加表明書、参加資格の確認、VE提案受付
平成18年4月3日(月)	第1次審査結果の通知、VE結果通知
平成18年4月4日(火)～ 平成18年4月5日(水)	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
平成18年4月4日(火)～ 平成18年4月13日(木)	VE提案不採用理由の説明要求の受付
平成18年4月18日(火)	VE提案不採用理由の説明要求に係る回答
平成18年4月18日(火)	入札説明書等に関する質問回答公表(第2回)
平成18年5月9日(火)	入札提出書類の受付締切日
平成18年5月11日(木)	開札
平成18年6月15日(予定)	落札者の選定及び公表
平成18年6月末(予定)	落札者との基本協定締結

日付	内容
平成 18 年 7 月 31 日(予定)	選定事業者と契約締結及び公表

(4)入札手続

入札に関する手続等は以下のとおりである。

現地見学について

建設予定地等を確認するために現地見学を希望する者は、「現地見学申込書」(様式 1)により、施設企画課企画係へ FAX にて申し込みの上(平成 18 年 2 月 8 日(水)正午まで)、下記ホームページ記載の方法にて見学を行うことができる。

<http://www.suisin.kyushu-u.ac.jp/showcase/photo/center/bigorange.html>

- ・日 時：平成 18 年 2 月 1 日(水)13 時から
- ・場 所：福岡市西区大字元岡 7 4 4 番地(九州大学構内)
- ・申込受付：FAX：0 9 2 - 6 4 2 - 2 2 0 7

質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付は、以下の手順により行う。なお、V E 提案に関する質問がある場合は、V E 提案要領に示す要領にて質問書を提出すること。

ア 質問方法

質問書提出届(第 1 回は「質問書提出届(第 1 回)」(様式 2-1)、第 2 回は「質問書提出届(第 2 回)」(様式 2-3))に必要事項を、質問書(第 1 回は「質問書(第 1 回)」(様式 2-2)、第 2 回は「質問書(第 2 回)」(様式 2-4))に質問事項を記載の上、当該電子ファイル(Word ファイル等)を電子メールにて送信するか、又は当該電子ファイルを保存した 3.5 インチのフロッピーディスク等を持参又は郵送すること。

なお、第 2 回の質問書提出時には、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業が、構成員等の質問書を取りまとめて提出すること。

電話、FAX 及び口頭による質問は受け付けない。

なお、電子メールによる送信の場合、原則として着信確認の返事は行わない。

また、下記、受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

イ 受付期間

第 1 回：平成 18 年 2 月 9 日(木)～平成 18 年 2 月 13 日(月)

第 2 回：平成 18 年 4 月 4 日(火)～平成 18 年 4 月 5 日(水)

(持参する場合は、9:00～17:00、郵送の場合は 17:00 必着)

ウ 受付場所

九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

e-mail sskkeika@jimu.kyushu-u.ac.jp

エ 質問への回答公表

第1回質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページにて公表する。

第2回質問及び質問に対する回答は一括し、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページにて公表する。

回答公表予定日は以下のとおりである。

第1回：平成18年2月28日(火)

第2回：平成18年4月18日(火)

実施設計図書の交付

下記に示す期間、大学において実施設計図書をCD-ROMに保存したものを1社につき一式、交付する。交付希望者は、前日までに電子メールにて申込みを行うこと。

交付期間：公表日の翌日～平成18年5月9日(水)

交付時間：午前9時00分から午後5時00分まで

申込先及び交付場所：九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

TEL 092-642-2216

e-mail sskkeika@jimu.kyushu-u.ac.jp

競争参加資格確認申請書等の提出

入札参加者は、「4.入札参加に関する条件等」に提示した条件を満たしていることを証明するため、「入札参加表明書」(様式3-1)、「入札参加企業又は入札参加グループの構成員、及び協力会社構成表」(様式3-2)、「委任状」(様式3-3)、「一般競争入札参加資格確認申請書」(様式3-4)、実績・経験等申告書(様式3-5、3-6-1～3-6-3、3-7-1～3-7-2)、及び「添付書類提出確認書」(様式3-8)に必要事項を記載し、各様式に示された添付資料と合わせて提出し、大学から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出は入札参加企業又は入札参加グループの代表企業が行うこと。

a. 受付期間：平成18年3月17日(金)～平成18年3月22日(水)午後5時(必着)

b. 受付場所：九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

- c. 提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」にて郵送し、受付期間に必着するようにすること。

ア 持参する場合

封皮に、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業の名称若しくは商号及び「 月 日提出、競争参加資格確認申請書等在中」と朱書きして上記に示す受付期間に、上記に示す場所に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

二重封筒とし、競争参加資格確認申請書等を中封筒に入れ封印の上、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様に、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業の名称若しくは商号及び本事業名を朱書きし、外封筒の封皮には「 月 日提出、競争参加資格確認申請書等書類在中」と朱書きし、上記 a. に示す受付期間に上記 b. に示す送付先に、必ず「配達記録郵便」にて郵送し、受付期間に必着するようにすること。

VE 提案の受付

入札参加希望者で V E 提案を行う者は、競争参加資格確認申請と同時に V E 提案書等を提出すること。V E 提案書等の提出に関する詳細は、附属資料 6「V E 提案要領」による。

競争参加資格審査結果の通知

平成 18 年 4 月 3 日(月)付けで、競争参加資格審査の結果を入札参加者に通知し、合格者に対して、入札説明書等に定める提案内容審査に必要な資料の提出を要請する。

なお、競争参加資格審査の結果、不合格となった者は、大学に対して不合格とした理由について、次に従い、書面(様式自由。ただし A4 版とする。)により説明を求められることができる。

a. 提出期限：平成 18 年 4 月 12 日(水)午後 5 時(必着)

b. 受付場所：九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

- c. 提出方法：書面は、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」にて郵送し、受付期間に必着するようにすること。

大学の経理責任者は、上記説明を求められた時は、平成 18 年 4 月 21 日(金)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

入札提案書類等の提出

競争参加資格審査合格者は、様式 5-1～8-8 に示されたすべての書類(様式 5-3「入札辞退届」を除く)及び必要な添付資料を提出する。提出は、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業が行うこと。

a. 提出期限：平成 18 年 5 月 9 日(火)午後 5 時(必着)

b. 受付場所：九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581 福岡市東区箱崎 6 丁目 1 0 番 1 号

c. 提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」にて郵送し、受付期間に必着するようにすること。

ア 持参する場合

「入札書」(様式 6-1)は封筒に入れて提出すること。また、「入札価格内訳書」(様式 6-2)、「工事費積算内訳書」(様式 6-3)、及び「維持管理等の対価内訳表」(様式 6-4)は、入札書(様式 6-1)とは別の封筒にまとめて入れて提出すること。封筒の封皮にそれぞれ、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業の名称若しくは商号及び「5 月 11 日開札、入札書在中」、「5 月 11 日開札、入札価格に関する提案書類等在中」と朱書きして、上記 a. に示す提出期限までに、上記 b. に示す場所に提出すること。なお、代理人が入札書を提出する場合には、委任状(様式 6-5)を添付(封入しない)すること。

建設に係る提案に関する提出書類(正本及び副本)、維持管理に係る提案に関する提出書類(正本及び副本)及び事業計画に係る提案に関する提出書類(正本及び副本)については、一括して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

二重封筒とし、「入札書」(様式 6-1)及び「入札価格内訳書」(様式 6-2)、「工事費積算内訳書」(様式 6-3)及び「維持管理等の対価内訳書」(様式 6-4)の 2 種類をそれぞれ別の中封筒に入れ、封印の上、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様にそれぞれ、入札参加企業又は入札参加グループの代表企業の名称又は商号等を朱書きし、外封筒の封皮には「5 月 11 日開札、入札書等在中」と朱書きし、上記 a. に示す提出期限までに、上記 b. に示す送付先に必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

建設に係る提案に関する提出書類(正本及び副本)、維持管理に係る提案に関する提出書類(正本及び副本)及び事業計画に係る提案に関する提出書類(正本及び副本)は、一括して上記 a. に示す日時提出期限までに、下上記 b. に示す送付先に必ず「配達記録郵便」にて郵送し、受付期間に必着するようにすること。

開札

ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、次に従い行うが、入札参加者は、以下に掲げる者のうち1名を開札会場に立ち会わせること。

- ・入札参加企業の代表者(入札参加グループの場合は代表企業の代表者)
- ・入札参加者の代理人(委任状により入札書を提出している者)
- ・年間委任状による入札参加者(支店長等)

開札日時：平成18年5月11日(木) 午後2時

開札場所：九州大学事務局第二庁舎 5階 第四会議室

イ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。

予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、事業提案審査の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

ウ 予定価格の範囲内の入札価格がない場合は、経理責任者が指定する日時に再度の入札を実施する。なお、入札執行回数は、原則として2回とする。

エ 「入札価格内訳書」(様式6-2)、「工事費積算内訳書」(様式6-3)、及び「維持管理等の対価内訳書」(様式6-4)は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ 入札参加がない場合等、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページにて公表する。

提案内容に関するヒアリング等の実施

上記の開札において、入札価格が予定価格の範囲内であった入札参加者に対し、必要に応じて当該提案の内容に関するヒアリング等を実施することがある。

実施する場合の時期及び開催場所は、入札価格が予定価格の範囲内であった入札参加者に対して、後日連絡する。

審査結果の通知

審査結果は、入札提案書類を提出した入札参加者に対して通知する。

審査結果の公表

提案内容審査の結果及び審査の客観的評価等については、落札者決定後、九州大学ホームページ、文部科学省ホームページへの掲載、及びその他適宜の方法により、速やかに公表する。

5. 落札者の決定

(1) 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定は二段階で実施する。まず、競争参加資格確認審査により、入札提案書類等の提出者を決定する。提案内容審査では、入札価格と事業提案の審査を実施し、総合評価により最優秀提案者を選定する。

(2) 審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等及び九州大学職員で構成する「九州大学（伊都）実験施設のPFI事業に係る審査委員会」により、提出された書類の審査を行う。

なお、審査委員は以下の通りである。

委員長	有川節夫	九州大学理事（副学長）
委員	榎本守	特定非営利活動法人 日本PFI協会事務局長
	大石英生	日本政策投資銀行九州支店企画調査課長
	名古屋泰之	福岡市都市整備局大学移転対策部まちづくり推進課長
	石橋健二	九州大学新キャンパス計画専門委員会委員 （九州大学工学研究院教授）
	出口敦	九州大学新キャンパス・マスター・アーキテクト委員 （九州大学人間環境学研究院教授）
	小島敏行	九州大学事務局施設部（九州大学施設部長）

(3) 審査の方法

審査委員会は、附属資料2「落札者決定基準」に従って、提案の審査を行う。

(4) 審査基準

審査基準については、附属資料2「落札者決定基準」を参照すること。

(5) 落札者の決定

大学は、審査委員会により審査された結果をもとに落札者を決定する。

(6) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、九州大学施設部施設企画課企画係とする。

6. 提案にあたって考慮すべき事項

(1) 特別目的会社(S P C)の設立

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結前までに、商法(明治 32 年法律第 48 号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

なお、入札参加企業又は入札参加グループのすべての構成員は当該会社に対して出資するものとし、その出資比率は全体の 100 分の 50 を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(2) サービスの対価の支払い

大学は、施設の建設に係る対価、維持管理等に係る対価を維持管理期間中に、事業者に対し、PFI 法第 10 条第 1 項に規定する大学と事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

サービスの対価の構成

サービスの対価は、本施設の建設の対価、維持管理等の対価から構成される。サービスの対価の具体的な構成は、以下のとおりである。

サービスの対価の構成

区分	算定項目
建設の対価	一括支払部分(本件工事費等の一部で実施設計図書に指定したものの対価) 割賦元金部分(一括支払部分を除く本件工事費等) ・建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務(建築確認申請業務等)にかかる費用 ・V E 提案に基づく設計変更及びその関連業務(V E 提案を行った場合)にかかる費用 ・施設整備及びその関連業務に係る費用 ・工事監理業務に係る費用 ・スケジュール調整業務に係る費用 ・大学への施設引渡し等業務に係る費用 ・上記業務を実施する上で必要な費用(特別目的会社設立費用、公租公課、融資組成手数料、各種調査費用等) 割賦手数料部分 ・割賦元金部分を割賦にて支払う場合に必要の割賦手数料(利息)
維持管理等の対価	一括支払部分に対応する維持管理対価部分 ・建物保守管理業務に係る費用 ・設備保守管理業務に係る費用 ・清掃業務に係る費用 ・消耗品

区分	算定項目
	割賦元金部分に対応する維持管理対価部分 ・建物保守管理業務に係る費用 ・設備保守管理業務に係る費用 ・清掃業務に係る費用 ・消耗品 ・特別目的会社の運営に必要な費用(適正な利益を含む)

支払時期

大学はサービスの対価を、事業者に対して、平成 19 年 4 月を初回とし、平成 33 年 3(4)月までの間、年 2 回(原則として 4 月及び 10 月)、計 29 回に分割して支払うこととする。ただし、初回に支払うのは建設の対価のうちの一括支払部分のみであり、その他の対価は残りの 28 回に分割して支払う。

サービスの対価の算定方法等

ア 建設の対価

・一括支払部分

実施設計図書に示した部分に相当する本件工事費等の対価(以下「建設対価支払額」という。)とする。入札参加者は建設対価支払額 を工事費積算内訳書(様式 6-3)にて明示し、大学と事業者は事業契約書にこれを明記する。

なお、大学が建設対価支払額 として支払可能な最大金額は(建設対価支払額のうち、施設全体の工事費【工事費+監理料】)×(145㎡/6555㎡)円であるため、これに留意すること。

・割賦元金部分

建設の対価のうち、割賦元金部分の支払いは元金均等支払とする。

建設の対価の各回における支払金額は、で示した割賦元金合計額の 28 分の 1 に相当する額及びその期の割賦元金に係る割賦手数料相当額とし、先行引渡し部分の対価(以下「建設対価支払額」という。)と最終引渡し部分(以下「建設対価支払額」という。)で構成する。

割賦手数料は、建設対価支払額、ともに以下のように決定する。

ア)割賦手数料の構成

割賦手数料算定の根拠となる割賦金利の料率は、下記の基準金利と入札参加者の提案した利ざや(スプレッド)の合計による金利とする。

イ)基準金利

基準金利は決定日の午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに掲載されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物(円/円)金利スワップレートとする。

ウ)基準金利の決定日

平成 18 年 7 月 31 日

なお、入札価格の算定にあたっては、平成 18 年 4 月 3 日の午前 10 時現在における上記イ)の金利を基準金利として用いることとする。

エ)改定

割賦手数料の決定がなされて以降、基準金利の見直しに伴う建設の対価の改定は行わない。

イ 維持管理等の対価

維持管理等の対価の各回における支払金額は、上記 で示した維持管理等にかかる費用の維持管理期間中の総額を、それぞれ対応する維持管理期間の総月数で除したものに、算定対象月数(最終引渡し部分の初回は 5 ヶ月、それ以外は 6 カ月)を掛けたものを基本とする(以下、建設対価支払額 に対応する維持管理等対価を「維持管理等対価支払額」、建設対価支払額 に対応する維持管理等対価を「維持管理等対価支払額」、建設対価支払額 に対応する維持管理等対価を「維持管理等対価支払額」といい、総称して「維持管理等対価支払額」という。)

算定例

維持管理等対価 支払額	=	上記 で示した 建設対価支払額 に対 応する維持管理等の対 価の維持管理期間中の 総額	×	$\frac{\text{算定対象月数(6ヶ月)}}{\text{維持管理期間の総月数(168ヶ月)}}$
----------------	---	---	---	---

なお、4 月支払の算定対象期間は、前年度の 10 月から 3 月まで、10 月支払の算定対象期間は、当該年度の 4 月から 9 月までとする。実際の支払金額は、物価変動に伴って改定される(下記 参照)とともに、算定対象期間におけるモニタリング等の結果により、減額されることがある(下記 参照)。

支払手続

ア 建設対価支払額

事業者は、平成 19 年 4 月 1 日以降、大学が指定する期間内に、大学に対して請求書を送付する。

大学は、事業者から請求書を受領した日の属する月の月末までに建設対価支払額を支払う。

イ 建設対価支払額 及び

事業者は、平成 19 年 10 月 1 日以降において、毎年 4 月 1 日以降及び 10 月 1 日以降の大学が指定する期間内に、大学に対して請求書を送付する。

大学は、事業者から請求書を受領した日の属する月の月末までに建設対価支払額及び を支払う。

ウ 維持管理等対価支払額、及び

維持管理等対価支払額については、大学が定期的にモニタリングを実施し、事業契約書及び入札説明書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で支払う。

事業者は平成 19 年 10 月 1 日以降において、毎年 4 月 1 日以降及び 10 月 1 日以降の大学が指定する期間内に、大学に対して請求書を送付する。

大学は、事業者から請求書を受領した日の属する月の月末までに維持管理等対価支払額、及び を支払う。

物価変動に伴う対価改定の考え方

維持管理等対価支払額については、物価変動のうち一定の幅を超えた部分について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の変更を行う。物価変動に伴う対価改定の詳細については、附属資料 5「事業契約書(案)」を参照すること。

維持管理等対価支払額の減額等

建物保守管理業務、設備保守管理業務、清掃業務及び修繕業務の各維持管理業務について、それぞれモニタリングを実施し、各業務のサービス水準が、事業契約書等に定める条件を満たさない場合、大学は事業者に対して是正の勧告を行い、維持管理等対価支払額を減額するものとする。減額基準、減額幅等の詳細については、附属資料 5「事業契約書(案)」を参照すること。

(3)土地の使用等

本事業の敷地は大学の所有地である。

建設期間中は、上記の大学所有地について、大学は事業者に対し、無償にて使用させるものとする。

(4)事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、事業者は、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(5)債権の譲渡

事業者が大学に対して有する本施設の建設及び維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(6)債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が大学に対して有する本施設の建設及び維持管理業務の提供に係る債権に

対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

(7)入札保証金及び契約保証金

入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

契約保証金等

契約保証金は、納付する。ただし、契約保証金の納付に代わる措置として、国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第 32 条第 2 項に規定する措置をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、建設工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

建設工事にかかる履行保証保険の場合は、事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡し日までを期間として、建設工事に相当する金額(V E 提案による設計変更費及び工事監理費含む。)の 100 分の 10 以上について、大学又は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を大学に提出すること。

なお、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を大学のために設定するものとする。

(8)大学及び事業者の責任分担

基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、建設、維持管理の責任は、原則として事業者が負うこととする。

ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

予想されるリスク及びその責任分担

大学と事業者の責任分担は、原則として附属資料 5「事業契約書(案)」によることとする。

金融機関との直接協定の締結

事業の継続を出来るだけ確保する目的で、大学は、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

(9)財務書類の提出

事業者は、毎会計年度、当該会計年度の財務書類(商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類)を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受け、たうえで、監査報告書とともに毎会計年度経過後 3 ヶ月以内に大学に提出する。

また、大学は、当該財務書類を公開できるものとする。

(10)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

税制上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。金融上の支援としては、次項を参照のこと。事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を事業者が受けることができるよう、可能な範囲で必要な協力を行う。

(11)その他

資金調達上の支援措置の適用

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利子融資)の対象事業である。入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

ただし、入札提案の際には、民間金融機関と同様の金利水準として提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

関連情報を入手するための照会窓口

入札説明書等に定めることその他、入札等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、九州大学ホームページ及び文部科学省のホームページ、並びに大学の掲示

板にて掲載する。

九州大学ホームページ

<http://shisetsu.jimu.kyushu-u.ac.jp/qhp/index.asp>

文部科学省ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

九州大学掲示板

福岡市東区箱崎6丁目10番1号 九州大学事務局第二庁舎5階

7. 契約の考え方

(1) 契約の手続き

基本協定

落札者は、落札者決定後7日以内に、大学を相手方として、附属資料4「基本協定書(案)」に基づき、基本協定を締結しなければならない。

なお、事業契約締結前に一部の業務に着手する場合の取り扱いは「基本協定書(案)」に記載のとおりとする。

事業契約

ア 落札者が本事業実施のために設立した特別目的会社(SPC)と大学は、落札者決定後2ヶ月以内に提案内容及び事業契約書(案)に基づいて事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、事業者が遂行すべき建設業務及び維持管理業務に関する業務内容、サービス対価の金額、支払方法等を定める。

イ 事業契約締結に当たっては、入札説明書等に関する質問に対する回答及び軽微な事項を除き、入札説明書等の内容について変更できないことに留意すること。

ウ 事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは落札者の負担とする。

エ 特別目的会社(SPC)が事業契約を締結しない場合は、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

オ 落札者となりながら正当な理由なくして事業契約の締結を拒んだ者、及び落札者と決定した後に不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(2) 手続における交渉の有無

無。

(3) 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

8 . 附属資料

- 1 業務要求水準書
- 2 落札者決定基準
- 3 様式集
- 4 基本協定書(案)
- 5 事業契約書(案)
- 6 V E 提案要領
- 7 概要設計図書
- 8 実施設計図書